

事業者		環境省福島地方環境事務所長
対象事業	名称	安達地方における農林業系廃棄物等処理業務(減容化处理)
	種類	ごみ焼却施設の設置の事業(指定廃棄物を含む農林業系廃棄物及び除染に伴う可燃性廃棄物の仮設処理施設)
	規模	焼却能力 120t/日程度(120t×24h×1炉)
実施区域		二本松市戸沢字熊ノ久保地内
適用除外条項		福島県環境影響評価条例 第49条第4号
適用除外年月日		平成29年9月15日
適用除外とする理由		<p>(1) 本施設は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第19条の規定及び第36条に規定する除染実施計画に基づき、安達地方広域行政組合を構成する福島県安達地方3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の指定廃棄物を含む農林業系廃棄物及び除染に伴う可燃性廃棄物(以下「処理対象物」という。)の処理のために時限的に設置するものであり、東日本大震災からの復旧のため緊急に実施する必要があること。</p> <p>(2) 本施設の設置に当たっては、二本松市、本宮市、大玉村の協力を得ていること。</p> <p>(3) 本施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第3項の規定に従い、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施するものであること。</p> <p>(4) 本施設においては、処理対象物の飛散流出防止の措置を講ずるとともに、モニタリングを実施するなど、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全のため必要な措置を講ずるものであること。</p>
備考		—